## 釜石労働基準監督署からのお知らせ

<del>《</del>和6年 10月

### 1 釜石支部主要企業訪問

9月10日に双葉精密株式会社様を訪問しました。

#### 双葉精密株式会社

#### 【安全衛生活動】

#### ・現場レベルでの安全管理

各工程 2 名を安全推進委員に選任しており、工程ごとに安全衛生活動を行い、毎月、安全推進委員会を開催しています。現場の作業員からの意見の吸い上げに効果を上げています。



#### ・会社全体での安全衛生管理

安全推進委員会で取りまとめられた内容は、社長出席の安全衛生会議で検討されています。

また、労働者の健康管理として1年間にかけて全社員の 産業医との面談も行われています。

#### 【安全衛生の心得】

本社で作成されている手帳です。中身は 多種多様な安全に関する注意等ですが、イ ラストが多数あり、非常に読みやすいもの となっています。

入社時、配置替時の安全教育にも用いられています。



#### 【保護カバー】

ドリルの刃にはカバーがつけられています。楕円形の円筒状のカバーで、付けるときには握りこんで真円に変形させ、刃に被せます。元々楕円形のため、刃を締める形となり簡単には抜けません。



#### 【転倒防止】

コンクリートの破損により生じた段差部分を、エポキシ樹脂で埋めることにより段差の解消をしています。段差部分をエポキシ樹脂で埋めるという工夫です。

また、作業台には滑り止めのテープが張られていました。テープの経年劣化は、安全推進委員の巡視で指摘され、新しいテープと張り替えられています。



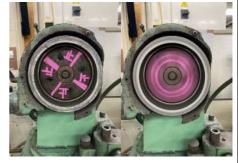
#### 【単純な危険の見える化】

ドリル研削盤の回転の危険を見える化しています。直接回転物に「**止**」と書き、文字が止まったことを確認し

取材協力:公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

てから清掃等を させています。

回転物の危険 の見える化で す。何も書いて いなければ、回 転しているかじ うかが分かりに くいですね。



『停止』

『回転中』

#### 【5 S活動】

毎週金曜日に社長自らも参加す る清掃活動が行われています。

台車の定位置も決められており、整理整頓に気を配っています。



111

## 2 労働災害発生状況

#### 【令和6年8月末現在 (前年同期と比較して15件(38.5%)の増加)】

休業 4 日以上の労働災害 5 4 件(前年同期 3 9 件)(新型コロナ感染症に関する労働災害を除く) 死亡災害 1 件(同 0 件)

#### 【8月届出の災害事例】

階段を下りている際にバランスを崩し転落した。両手に物を持った状態であった。階段では携帯電話を 持ちながら、ポケットに手を入れながらは危険です。手すりをもって安全に昇降しましょう。

#### 賃金のデジタル払いが可能になります。 3

労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、**労働者が同意した場合、**銀行口座な どへの賃金の振り込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及や送金手段の 多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、一部の資金移動業者への 賃金支払いも認められることになります。



・事前の協定締結が必要です。

賃金のデジタル払いを事業所に導入する場合には、まずは、雇用主と労働者で労使協定の締結が必要で す。そのうえで、雇用主は労働者の個別の同意を得る必要があります。

# 希望する労働者 賃金の一部 残りの賃金 資金移動業者口座 銀行口座など (例:5万円)



希望しない労働者



労働者が希望しない場合は、これまでどおり銀行口座などで賃金を受け取ることができます。ま た、雇用者は希望していない労働者に賃金のデジタル払いを強制してはいけません。

## 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画 的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付 与制度(1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休 み方に資する時間単位の年次有給休暇(2)の活用が効果的です。 労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご 検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただく か、岩手労働局雇用環境・均等室 (TEL: 019-604-3010) にお問 い合わせください。

(年次有給休暇取得促進特設サイト URL)

https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/

- (1)年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日 数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振る ことができる制度です。
- (2)年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を 締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

